

令和6年度 神奈川支部事業計画について

令和6年度 事業計画（神奈川支部）（案）

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 （☆は、保険者機能強化予算に計上した事業）	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 （☆は、保険者機能強化予算に計上した事業）
<p>主な重点施策と具体的な取組</p> <p>1.基盤的保険者機能の<u>盤石化</u> 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、更に業務の標準化、効率化、簡素化を<u>徹底する</u>。また、健全な財政運営について加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>（1） 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営への理解を得るため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を<u>積極的に</u>行う。 ・ 医療費適正化等の努力により、保険料の上昇を抑制するため、<u>県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、積極的に意見発信を行う。</u> <p>（具体的な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議会において協会の保険財政について丁寧な説明を行う。 ・ 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシに掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して<u>積極的に</u>情報発信する。 ・ <u>健康づくりや医療費適正化等に係る県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、積極的に意見発信を行う。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 <u>260</u> 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運</p>	<p>主な重点施策と具体的な取組</p> <p>1.基盤的保険者機能<u>関係</u> 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、更に業務の標準化、効率化、簡素化の取組を<u>進める</u>。また、健全な財政運営について加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>（1） 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営への理解を得るため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、特に、<u>令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</u> <p>（具体的な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議会において協会の保険財政について丁寧な説明を行う。 ・ 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシに掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して情報発信する。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 <u>250</u> 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運</p>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、<u>加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</u></p>	<p>営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、<u>近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</u></p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>(2) 業務改革の実践と業務品質の向上</u></p> <p><u>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。</u> ・ <u>業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。</u> </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミーティングの頻度を高め、<u>職員同士のコミュニケーションの活性化を図るとともに、業務処理にかかる課題や情報を共有し、業務の標準化、効率化、簡素化に対する意識改革を促進する。</u> ・ OJT を積極的に<u>行うとともに、ジョブローテーションによる職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。</u> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>(10) 業務改革の推進に向けた取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</u> ・ <u>職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</u> ・ <u>本部が定める相談体制の標準化と併せ、相談業務の品質の向上に向けた検討結果に基づいた対応を進める。</u> ・ <u>新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</u> </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミーティングの頻度を高め、<u>問題意識や情報等を共有するとともに、OJT を積極的に行い、職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。</u> ・ <u>本部が進める相談体制の標準化に合わせて、電話相談業務について、受電体制の整備を図る。</u> ・ <u>新業務システム導入後の新たな業務フローを踏まえて、事務処理体制の見直しを図</u>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために<u>重要な取組</u>である。 また、<u>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の变革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために<u>最重要項目</u>である。また、<u>業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</u></p>
<div data-bbox="112 678 1093 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</u> ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ <u>受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。</u> <p><u>加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI： <u>1)</u> サービススタンダードの達成状況を100%とする <li style="padding-left: 20px;"><u>2)</u> 現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>対前年度</u>以上とする </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から21営業日以内での支払いに努める。 	<div data-bbox="1131 678 2116 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</u> ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。 ・ <u>お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI： ① サービススタンダードの達成状況を100%とする <u>【参考】令和4年度実績 100%（10月末現在）</u> ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>97.0%</u>以上とする <u>【参考】令和4年度実績 97.0%（10月末現在）</u> </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から21営業日以内での支払いに努める。

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の郵送による申請及び各種申請書の新様式の利用を促す広報を実施するとともに、電話応対時に郵送による申請を依頼する。 本部が進める相談体制の標準化に合わせて、電話相談業務について、受電体制の整備を図る。 サービス水準の向上のため、OJTを積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。 「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。 <p>【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の郵送による申請を促す広報を実施するとともに、電話応対時に郵送による申請を依頼する。 サービス水準の向上のため、OJTを積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。 「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。 <p>【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p>
<p>【廃止】</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等に申請書を配置するなど利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業所を対象に、限度額適用認定証の利用促進にかかる広報を行う。 医療機関等と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進する。

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

③ 現金給付の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P T (支部内に設置)において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診 (いわゆる「部位ころがし」) の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

(具体的な取組)

- ・ 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、手順書に基づき確実に実施する。
- ・ 現金給付の支給決定後に資格記録 (資格取得年月日・標準報酬月額等) が変更され不正請求が疑われる事案について、適切に調査を実施する。
- ・ 日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。
- ・ 多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

(4) 現金給付の適正化の推進

- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査 (事業主への立入検査を含む。)を行うとともに、保険給付適正化 P T において事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する (いわゆる「部位ころがし」) 過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする
【参考】令和4年度 0.57% (10月末現在)

(具体的な取組)

- ・ 現金給付を受けるためだけの資格取得が疑われる申請について重点的な審査を行う。
- ・ 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、手順書に基づき確実に実施する。
- ・ 本部から提供されるリストを活用し適正化に取り組む等、本部との連携を強化する。
- ・ 日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。
- ・ 多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施術箇所3部位以上かつ月15日以上施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。 ・ <u>あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期施術者等に対する文書照会を実施する。</u> ・ <u>被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。</u> 	<p>診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施術箇所3部位以上かつ月15日以上施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。
<p>④ 海外療養費支給申請の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外療養費の給付適正化<u>及び不正請求防止</u>のため、支給申請の審査を強化する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を徹底する。 ・ 治療目的の渡航が疑われる場合など、特に重点的に審査すべき事案については、国内における受診状況の確認や、<u>海外を含む</u>医療機関等に対する照会を積極的に実施する。 ・ 被扶養者の国内居住要件については、被保険者に対する文書照会等により、その妥当性を注意深く審査し、給付適正化を図る。 ・ <u>海外の渡航がわかる書類の確認を徹底し、不正請求を防止する。</u> 	<p>(5) 海外療養費支給申請の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外療養費の給付適正化のため、支給申請の審査を強化する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を徹底する。 ・ 治療目的の渡航が疑われる場合など、特に重点的に審査すべき事案については、国内における受診状況の確認や、医療機関等に対する<u>文書</u>照会を積極的に実施する。 ・ 被扶養者の国内居住要件については、被保険者に対する文書照会等により、その妥当性を注意深く審査し、給付適正化を図る。
<p>⑤ レセプト点検の<u>精度向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</u> ・ <u>自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム(AI)によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト(目視対象に振り分けられたレセプト等)を優先的かつ重点的に審査する。</u> ・ <u>勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的</u> 	<p>(6) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</u> ・ 社会保険診療報酬支払基金改革(ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等)の進捗状況等を踏まえ、協会本部が示した今後のレセプト点検体制のあり方(協会における審査の効率化・高度化の取り組み)に基づき、支部における点検体制のあり方を検討す

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

向上を図る。

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況等を踏まえ、協会本部が示した今後の内容点検体制のあり方（協会における審査の効率化・高度化の取り組み）に基づき、支部における点検体制のあり方を検討する。
- ・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、協会本部が示した今後の資格点検の実施方法や体制の見直しに基づき、支部における体制の見直しを検討する。

- KPI： 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※） 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額

- 2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

（具体的な取組）

【内容点検】

- ・ 集計ツール等を活用した再審査結果の分析や点検員との面談により、支部の強み弱み及び点検員の能力を把握する。
- ・ 点検員のスキルアップを図るため、定期的に勉強会や研修を実施する。
- ・ 自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。
- ・ 高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先した効率的な点検により、査定率及び 1 件当たりの査定額の向上に努める。
- ・ 原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。
- ・ 進捗会議において、再審査結果の分析等に基づいた効果的な議論を行い、継

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

る。

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

- KPI： ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 ※について対前年度以上とする

【参考】令和4年度実績 0.343%（9月末現在）

（※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

【参考】令和4年度実績 9,685 円（9月末現在）

（具体的な取組）

【内容点検】

- ・ 集計ツール等を活用した再審査結果の分析や点検員との面談により、支部の強み弱み及び点検員の能力を把握する。
- ・ 点検員のスキルアップを図るため、定期的に研修や勉強会を実施する。
- ・ 経験の浅い点検員の育成を意識したチーム体制とし、中堅点検員による OJT を行い知識レベルの向上を図る。
- ・ 自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。
- ・ 高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先した効率的な点検により、効果額及び査定率の向上に努める。
- ・ 原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。
- ・ 進捗会議を活性化し P D C A を徹底することで、継続的な業務改善を図る。

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>継続的に業務改善を図る。</p> <p>【資格点検及び外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業務マニュアル</u>等に基づく点検・照会業務を確実に実施する。 ・「管理者による進捗確認の手引き」に基づく進捗管理を徹底し、事務処理の遅れ、漏れの防止に努める。 <p>【困難度：高】</p> <p><u>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p>	<p>【資格点検及び外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月の新システム導入後の新たな手順書等に基づく点検・照会業務を確実に実施する。 ・「管理者による進捗確認の手引き」に基づく進捗管理を徹底し、事務処理の遅れ、漏れの防止に努める。 <p>【困難度：高】</p> <p><u>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p><u>（※）電子レセプトの普及率は98.7%（令和3年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</u></p>
<p>⑥ <u>債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「<u>債権管理・回収計画</u>」に基づき、<u>早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</u> ・<u>債権回収をより円滑に実施するため、研修等を充実させ、債権担当職員の知識やスキルを向上させる。</u> ・<u>無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。</u> ・<u>日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。</u> <p>■ KPI：1）<u>返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回</u></p>	<p>(7) <u>返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</u> ・<u>未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</u> ・<u>返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</u> <p>■ KPI：① <u>日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険</u></p>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>収率を対前年度以上とする 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする <u>※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする</u></p> <p>(具体的な取組)</p> <p>1) 返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した債権(返納金・損害賠償金等)については、全件調定し、速やかに納付書を送付するとともに、無資格受診者に対しては保険者間調整に関する案内を行う。 未納者に対しては、保険者間調整の案内を含めた催告状(一次・二次)を送付するとともに、高額債務者には電話催告、弁護士名による催告を計画的に実施するなど、催告および保険者間調整の実施を徹底し、債権の早期回収に努める。 弁護士名による催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、費用対効果を踏まえた法的手続きを計画的に実施する。 債権担当職員の債権回収業務にかかるスキルアップを図るため、定期的に勉強会等を実施する。 <p>2) 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 無資格受診にかかる返納金の発生を抑止するため、保険証未返納者に対して返納催告を確実に実施する。また、保険証の未返納者が多い事業所に対して、早期返納を促すための文書等を送付する。 資格喪失届における保険証の返納について、速やかに返納するよう加入事業所等への周知広報を実施する。 回収不能届を活用した電話催告を有効に実施するため、日本年金機構に対し回収不能届への電話番号の記載について依頼を行う。 <p>【困難度：高】</p> <p><u>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス(※1)の拡充により、保険者間調整(※2)による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等に</p>	<p>証回収率を対前年度以上とする <u>【参考】令和4年度実績 85.64%(10月末現在)</u> ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする <u>【参考】令和4年度実績 30.44%(10月末現在)</u></p> <p>(具体的な取組)</p> <p>① 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所担当者及び加入者等に対し、保険証の使用期限に関する周知を促すため、各種広報媒体を活用し、資格喪失届出時の保険証添付の周知徹底を図る。また、協会本部から提供される未返納の対象者が多い事業所データを活用し早期返納のリーフレット等を送付する。 回収不能届を活用した電話催告を有効に実施するため、日本年金機構に対し回収不能届への電話番号の記載について随時依頼を行う。 <p>② 返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> アウトソースにより催告状(一次・二次)を早期に送付し、債務者の納付意識の高揚を図る。 未納者に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。 催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、弁護士名による催告状を送付する。 弁護士名による催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、費用対効果を踏まえた法的手続きを計画的に実施する。 保険者間調整を積極的に実施するため、対象者への適切な周知を徹底する。併せて債権残高等、優先順位を考慮した電話催告を計画的に実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p><u>電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出(※1)が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>また、レセプト振替サービス(※2)の拡充により保険者間調整(※3)が減少す</p>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p><u>より返納されることになるため、(保険証を添付できる)紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p><u>(※1) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振り替える仕組み。</u></p> <p><u>(※2) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険(資格が有効な保険者)とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。<u>協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</u></u></p>	<p>ることで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p><u>(※1) 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</u></p> <p><u>(※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。</u></p> <p><u>(※3) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。<u>(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)</u></u></p>
<p>【③へ統合】</p>	<p><u>(8) 被扶養者資格の再確認の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</u> ・ <u>事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</u> ・ <u>未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</u> ■ <u>KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする</u> <p><u>【参考】令和4年度実績 41.9%(11月末現在)</u></p> <p><u>(具体的な取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。</u>
<p><u>(3) ICT化の推進</u></p> <p>i) <u>オンライン資格確認等システムの周知徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。</u> 	<p><u>(9) オンライン資格確認等の積極的な広報の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用及び電子処方箋について、積極的に周知を図る。</u>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p><u>特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</u> <p>ii) <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</u> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者及び事業所を対象に、オンライン資格確認、マイナンバーカードの保険証利用及び電子処方箋について、各種媒体を活用した周知・広報を行う。 ・ <u>保険証の新規発行が原則廃止された後の混乱を防ぐため、資格確認書や記号番号通知書が発行されることなど、一体化に伴う変更点についても周知する。</u> ・ <u>マイナンバー収録を正確に行い、未収録者への照会を適切に行う。</u> ・ <u>マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットを周知するとともに、資格確認書の発行を円滑に行う。</u> <p>【重要度：高】 オンライン資格確認等システムは、<u>国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】 <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</u></p>	<p>【新設】</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者及び事業所を対象に、オンライン資格確認、マイナンバーカードの保険証利用及び電子処方箋について、各種媒体を活用した周知・広報を行う。 <p>【重要度：高】 <u>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</u></p>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>2.戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>(1) データ分析に基づく事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部が作成した分析用マニュアルなどを活用し、医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差、性別、業態別、年齢階層別、疾病別等の分析を行い、支部の医療費適正化や加入者、事業所の健康づくり対策を検討する指針とする。 県や健康づくりの推進に係る協定を締結している市の意見等も踏まえ、地域の健康づくりや医療費適正化に資する情報提供を行う。 かながわ健康企業宣言の参加事業所における一人当たり医療費や健診結果について分析を行い、従業員の健康リスクを抱えた事業所の健康づくりの支援に活用する。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・デー</p>	<p>2.戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化</p> <p>(6) 調査研究の推進< I、II、III ></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けて、医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用して医療費や健診結果等の地域差について、神奈川支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析をするとともに、属性別の分析を進める。 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部が作成した分析用マニュアルなどを活用し、医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差について、県や健康づくりの推進に係る協定を締結している市の意見等を反映させた分析を実施する。また、性別・業態別・年齢階層別・疾病別等の分析を進め、支部事業施策を検討する指針とする。 かながわ健康企業宣言の参加事業所における一人当たり医療費の推移について、分析を継続して実施する。 <p>【重要度：高】 調査研究を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関す</p>

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p><u>タ分析</u>に関する高度な知識が求められる<u>ことから困難度が高い</u>。</p>	<p>る高度な知識が求められる。</p>
<div data-bbox="123 311 1097 566" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)においては、循環器系疾患の入院受診率に着目した取組を推進し、メタボリックシンドローム及びメタボリックシンドローム予備群の保有率を減らすことを目標とする。 </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし策定する第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 初年度にあたる令和6年度は、分析ツールを活用した現状の分析を進め、ターゲットとする地域や業態について検討する。 	<div data-bbox="1131 311 2128 837" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」「コラボヘルスの取組」「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定する。 </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位目標を「循環器系疾患の1人当たり医療費を全国平均以下とする」としたデータヘルス計画を着実に推進する。 「健診・保健指導カルテ」等の活用により、健診受診率等の向上を図る。
<div data-bbox="123 1204 1097 1444" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者に対する生活習慣病予防健診(特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの)について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡 </div>	<div data-bbox="1131 1204 2128 1444" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を </div>

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部

(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

大するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。

- ・ 被扶養者に対する特定健診について、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
- ・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

- KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 56.0%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 5.2%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健康診査受診率を 27.2%以上とする

(具体的な取組)

【生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得】

- ☆ 外部委託を積極的に活用し、新規適用事業所や健康宣言事業所等に対する生活習慣病予防健診の利用勧奨を実施するとともに、生活習慣病予防健診未利用事業所については、事業者健診データ取得に向けた文書勧奨等を実施する。
- ・ 健診機関との連携を密にし、好事例の横展開や情報交換を行うとともに、生活習慣病予防健診未利用事業所に利用勧奨を実施する。また、健診機関が保有する事業者健診データについて、報奨金を活用し、より多くの提出を早期に促す。
- ・ 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態、健康宣言事業所には職員が訪問等を行い、重点的かつ優先的に働きかける。
- ☆ 生活習慣病予防健診の予約手続きにおける利便性を高めるため、受診可能健診機関や出張会場の開催場所及び日程を容易に検索できる支部独自サービスの周知を行う。

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部

(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

図る。

- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、協定締結をしている市町村との連携強化をするなど、がん健診との同時実施を推進する。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、神奈川労働局や県との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。
また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者(3者間)での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に神奈川支部へ提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 69.9%以上とする
【参考】令和3年度実績 56.5%
- ② 事業者健診データ取得率を 5.8%以上とする
【参考】令和3年度実績 4.0%
- ③ 被扶養者の特定健康診査受診率を 26.2%以上とする
【参考】令和3年度実績 24.7%

(具体的な取組)

【生活習慣病予防健診】

- ☆ 新規適用事業所、健康宣言事業所及び効果が高いと思われる大規模事業所に訪問等による受診勧奨を実施する。
- ☆ 事業所や加入者を対象とした、健診（検診車を含む）及び保健指導の受診勧奨のリーフレットを作成する。
- ☆ 生活習慣病予防健診を利用していない被保険者に対し、集団健診（検診車）を案内し、サービス及び実施率の向上を図る。
- ☆ 未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。
- ・ 健診の質の確保及び健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を5年に一回(年間30件程度)の周期で着実に実施する。
- ☆ 生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホームページにおいて提供する。あわせて参加健診機関の拡大を図る。
- ☆ 健康づくりイベントへの出展により、自治体等との連携を強化するとともに、保健事業の啓発を行う。

【事業者健診データ】

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>【特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協会の特定健診と市町村のがん検診の同時受診が可能である健診機関の情報を集約し、支部ホームページ等にて周知を行う。</u> ☆ <u>特定健診未受診者に対するオプション検査等を含めた自己負担無料の集団健診（出張会場）を周知するとともに、勧奨対象者の拡大を図る。</u> ・ <u>検査項目の充実ニーズに対応するため、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を被扶養者にも提供する。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、<u>2029年度の目標値（70%）</u>が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ <u>事業者健診データ取得について専門業者にデータ作成を含む一括業務委託を更に拡充することでマンパワー不足を補い、効果的・効率的に取得を促進する。</u> ☆ <u>健診推進経費を活用した勧奨事業を健診機関への委託により実施する。</u> ・ <u>対象事業所を規模や業態等でセグメント分けしたうえで、大規模事業所、業界団体(一般社団法人神奈川県バス協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会等)、健康宣言事業所等には職員が直接訪問することで関係を強化し、事業者健診データの取得を推進する。</u> <p>【特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ <u>未受診者対策としてオプション検査等を含めた自己負担無料集団健診（会場健診）を2サイクル案内する。(健診機関主催による集団健診の広報支援を下期に計画)</u> ・ <u>市町村のがん検診の契約をしている健診機関であり、協会の特定健診と同時受診ができる健診機関の情報を集約し、支部ホームページ等にて広報する。</u> ・ <u>健診機関の協力のもと、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を被扶養者に提供し、受診拡大を図る。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、<u>令和5年度の目標値（65%）</u>が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</u></p>

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
実施率を向上させることは、困難度が高い。	
<p>③ 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 2022 年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024 年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」^(※)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行い、量的拡充とともに、特定保健指導の質の向上を図る。 また、特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICT を組み合わせた特定保健指導を推進する。 <p>(※) 特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する。</p> <p>■ KPI : 1) 被保険者の特定保健指導の実施率を <u>13.5%</u>以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>17.6%</u>以上とする</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導の実施が可能である健診機関の拡充にあたっては、生活習慣病予防健診実施機関に対する次年度契約更新に向けた説明会など、さまざまな機会を捉え、働きかけを行う。 	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導の実施率の向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内(指導機会の確保を含む)の徹底を図る。 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。あわせて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 <p>■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を <u>35.2%</u>以上とする 【参考】令和3年度実績 9.5% ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>25.1%</u>以上とする 【参考】令和3年度実績 16.5%</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査や随時の訪問における情報交換の場を活用し推進する。

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

- ・ 実施率が低調な実施機関については、他の実施機関の好事例を横展開するとともに、支部保健師を適宜派遣し、健診当日の特定保健指導の実施手順について指導を行う。
- ・ 特定保健指導専門機関を活用し、量的拡充とともに加入者の利便性の向上を図る。
- ・ 特定保健指導未実施の健康宣言事業所等に職員による訪問や架電を行い、実施率向上を図る。
- ☆ 特定保健指導の初回面談から3か月経過した対象者へ、改善努力の効果測定を目的とした血液検査を実施し、完遂への意欲を高める。
- ☆ 報奨金を活用し、健診機関に対し、実施率向上を促す。
- ・ 被扶養者の集団健診の際、初回面談の実施が可能である健診機関の拡大を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

- ・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。
- ・ 実績が上がっていない委託機関については、支部保健師等を派遣し、体制や具体的な当日保健指導の流れ等オーダーメイド的な指導及び監督を行うことで実績向上を目指す。
- ・ 民間委託機関及びICTを活用し特定保健指導の更なる周知と利用拡大を図る。
- ・ 保健指導未実施の事業所や保健指導受け入れ拒否の事業所に訪問や架電を実施し実施率向上を図る。
- ☆ 特定保健指導実施の動機づけとして、一定規模以上の健診機関を対象に、目標を達成した場合報奨金を支払う。
- ・ 被扶養者の特定健診(集団健診)の際、初回面談(分割実施)を実施できる健診機関の拡大を図る。
- ☆ 特定保健指導初回面談から3か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。
なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。</u> ・ <u>かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI : <u>健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</u> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して電話による<u>二次勧奨</u>を実施する。<u>重症域である対象者であり、かつ電話による勧奨が行えなかった対象者には、文書による勧奨を行う。</u> ☆ 糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムの実施にあたっては、横浜市、横須賀市、相模原市、川崎市の医師会を通じて、かかりつけ医と連携しつつ、実施する。地域の拡大については、<u>自治体の動向や、対象者の発生状況等を踏まえて</u>検討する。 <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p>	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>未治療者の受診率向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDL コレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。</u> ・ <u>かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI : <u>受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする</u> 【参考】令和3年度実績 12.2% (令和2年10月～令和3年9月 通知書発送分) <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して電話等による受診勧奨を、<u>一次勧奨対象者を含めた対象者全員に委託で実施する。</u> ☆ <u>糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを委託で実施する(横浜市、横須賀市、相模原市、川崎市)。</u>実施する地域の拡大については、対象者の<u>数</u>を見ながら検討する。 <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p>
<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>かながわ健康企業宣言の参加事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、事業所カルテの積極的な活用や、健康宣言内容の標準化(健診実施率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化)を図る。また、家族を含めた事業所における健康づくりの支援等を拡充する。</u> ・ <u>かながわ健康企業宣言参加事業所の健康増進のため、健診結果等を分析し、</u> 	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>かながわ健康企業宣言の参加事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、事業所カルテの積極的な活用や、健康宣言内容の標準化(健診実施率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化)を推進し、家族を含めた事業所における健康づくりの支援等を拡充する。</u> ・ <u>かながわ健康企業宣言参加事業所の健康意識の向上を図るため、健康の維持・</u>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p><u>事業所のリスクに応じた健康づくりサポートを行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：健康宣言事業所数を <u>1,580</u> 事業所以上とする 	<p><u>増進に役立つ情報や医療費適正化につながる情報提供の強化に取り組む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：健康宣言事業所数を 1,210 事業所以上とする。 <p><u>【参考】令和4年度実績 938 事業所 (11月末現在)</u></p>
<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康保険委員会を中心に</u>加入事業所への文書勧奨及び健康づくりの推進に係る覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。 ☆ <u>健康宣言事業所に対するフォローアップの一環として、食事、飲酒、運動等の生活習慣や喫煙対策、メンタルヘルス予防対策を含めた健康づくりの支援（支部保健師等による無料講座、ビデオオンデマンドによる動画配信、DVD の貸出等）を拡充する。</u> ☆ <u>かながわ健康企業宣言参加事業所の更なる健康増進のため、健診結果等を分析し、事業所のリスクに応じた取組目標の設定を促すことや、健康づくりサポートの利用勧奨を行う。</u> ☆ <u>健康宣言事業所の取組の着手、ステップアップを促すことや取組の横展開のため、取組事例集を作成する。</u> ☆ <u>事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ定期的に提供することで、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図るとともに、家族を含めた健診や特定保健指導の実施に向けて積極的な働きかけを行う。</u> <p>【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、<u>健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針</u>や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を <u>50</u> 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>	<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入事業所への文書勧奨及び健康づくりの推進に係る覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。 ☆ <u>健康宣言事業所に対するフォローアップの一環として、メンタルヘルス予防対策を含めた健康づくりの支援（無料講座、DVD の貸出等）を拡充する。また、健診の重要性や、喫煙対策等について、理解促進に向けたリーフレットを配布する。</u> ☆ <u>宣言事業所の取組の着手、ステップアップを促すことや取組の横展開のため、取組事例集を作成する。</u> ☆ <u>事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ定期的に提供することで、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図るとともに、家族を含めた健診や保健指導の実施に向けて積極的な働きかけを行う。</u> <p>【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を <u>10</u> 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>(3) <u>医療費適正化</u></p> <p>① <u>医療資源の適正使用</u></p> <p>i) <u>ジェネリック医薬品の使用促進</u> 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。</p> <p>ii) <u>上手な医療のかかり方</u> 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、関係団体とも連携しつつ、加入者への周知・啓発を図る。</p> <p>i)、ii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合 (※) を<u>年度末時点</u>で対前年度以上とする ※ 医科、DPC、歯科、調剤</p>	<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進<u>Ⅱ、Ⅲ</u></p> <p><u><課題分析></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</u> <p><u><医療機関・薬局へのアプローチ></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて神奈川県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。</u> <p><u><加入者へのアプローチ></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、各種広報を積極的に実施するほか、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。</u> ・ <u>県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。</u> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合 対前年度<u>末</u>以上とする ※ 医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>【参考】令和4年度実績 80.6%（7月末現在）</p>
<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、広報等を実施する。 ☆ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、<u>医療機関のデジタルサイネージ</u>などを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 ・ 上記の使用促進にあたっては、県や健康保険組合連合会等との連携を図る。 ☆ <u>「上手な医療のかかり方」について、県や医療関係者等と連携し、ポスター掲示等を通じて加入者や事業主に対して働きかけを行うほか、健康保険委員を通じた広報を強化する。</u> ・ 神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。 	<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、広報等を実施する。 ☆ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、<u>WEB</u>などを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 ・ 上記の使用促進にあたっては、県や健康保険組合連合会等との連携を図る。 ・ <u>ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス（年2回発送）についての周知広報を実施する。</u> ・ <u>薬剤師会との連携等による加入者への情報提供やジェネリック医薬品希望シール配布を行う等、積極的な啓発活動を推進する。</u> ・ 神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>【重要度：高】 医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要があり、重要度が高い。また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>	<p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>
<p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 	<p>(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 <p><u>【(3)①ii)へ移動】</u></p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から提供されたデータや本部から提供されたデータ(ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療)等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>	<p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 <p><u>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から提供されたデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 ☆「上手な医療のかかり方」について、薬剤師会等と連携し、会員薬局でのポスター掲示などを通じて加入者や事業主に対して働きかけを行うほか、健康保険委員を通じた広報を強化する。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p>
<p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部ホームページや広報誌を活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行 	<p>(4) インセンティブ制度の周知Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部広報誌を活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
う。	☆ <u>インセンティブ制度や評価指標について、被保険者・被扶養者の行動変容（特に健診実施率の向上）を促すために、WEB等を活用した制度周知の広報を強化する。</u>
<p>(4) <u>広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。</u> ・ <u>このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「支部広報計画」を策定し、実施する。</u> ・ <u>具体的には、</u> <ol style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③地域の関係団体等と連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・ <u>広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。</u> ・ <u>健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を58.8%以上とする</u> 2) <u>健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</u> 	<p>(2) <u>広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</u>（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部で作成した全支部共通の広報資材（動画、パンフレット）等も活用し、支部広報誌やWEB等により、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。</u> ・ <u>令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じて情報提供を実施する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を58.8%以上とする。</u> <u>【参考】令和4年度実績 58.5%（11月末現在）</u>
<p>(具体的な取組)</p> <p>☆ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等について、</p>	<p>(具体的な取組)</p> <p>☆ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等について、</p>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>事業等の実施時期に合わせた広報を実施する。</p> <p>☆ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、メールマガジンや WEB 等を活用した広報を実施する。特に、加入者のヘルスリテラシーの向上を図るための情報提供を強化する。<u>このほか、最重点広報として「健康づくりサイクルの定着」について広報を実施する。</u></p> <p>☆ <u>神奈川支部加入者の健診結果の分析によると、食事、飲酒、喫煙に関する生活習慣の要改善者の割合が全国平均より高いことから、これらに関する健康情報や時短レシピなどを定期的にホームページ等に掲載し、加入者・事業主の健康づくりの取組を支援する。</u></p> <p>☆ 新規適用事業所に「<u>協会けんぽ GUIDEBOOK</u>」を配布することにより、<u>協会けんぽや健康保険制度の理解を深め</u>、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規適用事業所向けの制度周知とあわせて健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行ったうえで、<u>効果的に</u>勧奨を実施する。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体や産業保健総合支援センター等との協働開催による健康保険委員研修会を継続するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。 	<p>事業等の実施時期に合わせた広報を実施する。</p> <p>☆ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、メールマガジンや WEB 等を活用した広報を実施する。特に、加入者のヘルスリテラシーの向上を図るための情報提供を強化する。</p> <p>☆ 新規適用事業所に<u>健康保険給付の内容が掲載されたシートを配布することにより</u>、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規適用事業所向けの制度周知とあわせて健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行ったうえで、委嘱率の低い層等に向けた勧奨を実施する。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体や産業保健総合支援センター等との協働開催による健康保険委員研修会を継続するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。
<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>【削除】</p>	<p>3.組織・運営体制関係</p> <p><u>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務の効率化等の状況を踏まえた人員配置を行う。</u> <p><u>(具体的な取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和4年度に導入した新システムに基づいた、業務処理手順の標準化と効率的な業務処理体制の定着により生産性の更なる向上を図り、適切な人員配置を行う。</u>

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>【削除】</p>	<p>(2) <u>人事評価制度の適正な運用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成など、人事評価制度を適正に運用する。</u> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。</u> ・ <u>被評価者に対し適切な評価及びフィードバックを行う。</u>
<p>I) <u>人事・組織</u></p> <p>(1) <u>更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。</u> ・ <u>支部の課題等に応じた支部独自の研修を行うほか、本部主催の多様な研修等へ多くの職員を参加させる。</u> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせる人材育成を推進する。 ・ 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。<u>また、通信教育講座による自己啓発の支援について利用を促す。</u> ・ 支部におけるOJT研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。 	<p>(3) <u>OJTを中心とした人材育成の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</u> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせる人材育成を推進する。 ・ 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 ・ 支部におけるOJT研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。
<p>(2) <u>働き方改革の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をは</u> 	<p>【新規】</p>

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p><u>じめ働き方改革を推進する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</u> ・ <u>また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</u> <p><u>(具体的な取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>効率的に業務を行い、残業時間の削減を図る。</u> ・ <u>職場研修等を通じ、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を行う。</u> ・ <u>幹部職員が積極的に部下へ声掛けを行い、年次有給休暇や育児休業の取得を促す。</u> 	
【削除】	<p><u>(4) 支部業績評価への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>他支部との比較を通じて支部の業績を向上させる。</u> <p><u>(具体的な取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>支部業績評価を通じて、支部の強み弱みを把握するとともに、職員の目標達成意識を向上させることで、神奈川支部の業績の向上を図る。</u>
【削除】	<p><u>(5) 内部統制の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内部統制基本方針に基づき、効率的な業務運営を行い、また、事故等の発生防止に努める。</u> <p><u>(具体的な取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>適正かつ効率的な職務を執行するため、積極的に柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践等に取り組む、ITを活用して効率的な業務を行う。</u> ・ <u>事故等が発生しないよう、規程やマニュアル等に基づいた業務を徹底する。</u> ・ <u>事務処理誤りが発生した場合は、原因究明を早急に行い、再発防止策を徹底する。</u>

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>【削除】</p>	<p>(6) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>有事の際に万全に対応できるよう、職員のリスク意識や危機管理能力を高める。</u> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する研修等を行う。</u> ・ <u>事業継続計画書（BCP）など各種マニュアルに基づいた訓練（安否確認の実施を含む）を定期的実施し、有事の対応に備える。</u>
<p>(3) <u>個人情報の保護の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。</u> ・ <u>支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</u> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。</u> ・ <u>チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。</u> ・ <u>ダブルチェックを徹底し、個人情報の誤送付等による漏洩を防止する。</u> ・ <u>支部において個人情報保護管理委員会を開催し、支部における個人情報保護に係る取組の基本方針、計画等を検討し、その進捗状況の確認を行うことで、支部職員の個人情報保護に関する意識の醸成・啓発を図る。</u> 	<p>(7) <u>コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。</u> ・ <u>平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練に参加する。</u> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を周知・徹底する。</u> ・ <u>アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。</u> ・ <u>チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。</u>
<p>(4) <u>法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</u> 	<p>【新規】</p>

<p>令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>支部コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</u> ・ <u>外部相談窓口（コンプラほっとライン）等、相談窓口の周知を継続的に実施する。</u> <p><u>(具体的な取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を周知・徹底する。 ・ <u>支部コンプライアンス委員会を開催し、支部におけるコンプライアンスに係る取組の基本方針、計画等を検討し、その進捗状況の確認を行うことで、支部職員のコンプライアンスに関する意識の醸成・啓発を図る。</u> 	
<p><u>(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 各種経費の削減に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>15%</u>以下とする <p><u>(具体的な取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、参加が予想される業者に広く周知を行うほか、十分な公告期間や履行期間の設定、複数者からの見積書の徴取などにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 	<p><u>(8) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 各種経費の削減に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>20%</u>以下とする。 <p><u>【参考】令和4年度実績 7.6%（11月末現在）</u></p> <p><u>(具体的な取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、参加が予想される業者に広く周知を行うほか、十分な公告期間や履行期間の設定、複数者からの見積書の徴取などにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。<u>また、事務所賃借料の適正水準維持に努める。</u> ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

令和6年度神奈川支部事業計画 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI	参考：令和4年度末
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ② サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする	1) 100% 2) 97.0%
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ⑤ レセプト点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率 = $\frac{\text{協会のレセプト点検により査定(減額)した額} + \text{協会の医療費総額}}{\text{協会の再審査レセプト1件当たりの査定額}}$ を対前年度以上とする	1) 【新設】 2) 7,902円
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ⑥ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする	1) 【新設】 2) 83.17%

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI	参考：令和4年度末
(2) 健康づくり ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 生活習慣病予防健診実施率(※)を56.0%以上とする (※) 令和6年度から実施率の算出方法を変更。なお、変更後の算出方法と類する令和4年度インセンティブ制度の「特定健診等の実施率」は48.2%。 2) 事業者健診データ取得率を5.2%以上と	1) 60.4% 2) 4.0%

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)			令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)		
	<p>する</p> <p>3) 被扶養者の特定健診実施率を 27.2% 以上とする</p>	<p>3) 24.4%</p>			
<p>(2) 健康づくり</p> <p>③特定保健指導実施率及び質の向上</p>	<p>1) 被保険者の特定保健指導実施率を 13.5%以上とする</p> <p>2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 17.6%以上とする</p>	<p>1) 9.7%</p> <p>2) 13.2%</p>			
<p>(2) 健康づくり</p> <p>④ 重症化予防対策の推進</p>	<p>健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする(※)</p> <p>(※) 令和6年度から受診率の算出方法を変更予定。なお、変更後の算出方法と類するインセンティブ制度の令和4年度「医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率」は 33.9%。</p>	<p>11.5%</p>			
<p>(2) 健康づくり</p> <p>⑤コラボヘルスの推進</p>	<p>健康宣言事業所数を 1,580 事業所(※) 以上とする</p> <p>(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>	<p>995 事業所</p>			
<p>(3) 医療費の適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p>	<p>ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする</p> <p>(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p>	<p>81.1%</p>			
<p>(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p>	<p>1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 58.8%以上とする。</p> <p>2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>	<p>1) 57.6%</p> <p>2) 22,743 事業所</p>			

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)			令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)		
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備					
<u>具体的施策</u>	<u>KPI</u>	<u>参考：令和4年度末</u>			
Ⅱ) 内部統制等 ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	6.3%			